

東広島市ＬＰガス料金高騰対策支援事業 事務処理要領

令和８年７月

東広島市 産業部 産業振興課

目次

1 はじめに	
2 本事業の概要	
(1) 目的	
(2) 概要	
(3) 値引きの対象者	
(4) 値引きの実施	
(5) コミュニティガス利用者への周知	
(6) 値引き額の明示	
(7) LPガス販売事業者の要件	
(8) LPガス販売事業者への支給額	
(9) 帳簿等の保存期限	
3 手続きの概要	
(1) 手続きの流れ	
(2) 手続き方法	
(3) 各種手続きについて	
4 お問い合わせ先	

1 はじめに

「東広島市ＬＰガス料金高騰対策支援事業」（以下「本事業」という。）は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の支援対象とならない東広島市内のＬＰガス一般消費者等に対して、ＬＰガス販売事業者（以下「事業者」という。）を通した利用料金の値引きにより負担軽減を図るものです。

利用料金の値引きは、市が、本事業に参加する事業者に対して、値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を支給することにより行います。

本事業に参加する事業者は、本事務処理要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について認識の上、本事業に係る手続きの適正な実施をお願いします。

- （１）本事業は、ＬＰガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （２）本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （３）市から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、事業費を支給することができない場合があります。
- （４）本事業に参加するための手続き（以下「登録申請」という。）を完了（以下「登録決定」という。）する前に値引きを実施した場合、これに要した事業費を支給することができません。また、本事業への登録決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、事業費を支給することができません。
- （５）本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後１０年間（令和１８年度末まで）保管しなければなりません。また、市からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければなりません。
- （６）偽りその他の不正な手段により、事業費を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、事業費の支給を行わないとともに、受領済みの事業費のうち取り消し対象となった額を市が指定する期日までに返還しなければなりません。
- （７）要領に記載のない細部については、市からの指示に従うものとします。

2 本事業の概要

(1) 目的

エネルギー価格が高騰する中、L P ガス販売事業者を通した利用料金の値引きにより、東広島市内のL P ガス一般消費者等の負担軽減を図るものです。

(2) 概要

東広島市内でL P ガスを使用する一般消費者等を対象に、東広島市が指定する値引き額により、当該対象の1 契約（1 メーター）当たりのL P ガスの利用料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

(3) 値引きの対象者

東広島市内で家庭・業務用のL P ガスを使用する一般消費者等（以下「支援対象者」という。）

※1 コミュニティーガス（旧簡易ガス）を使用する者を含む。

※2 次の場合は対象とならない。

- ① 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L P ガスを使用する者
- ② 質量販売により供給を受ける者
- ③ 国及び地方公共団体（契約者名が国及び地方公共団体となっている場合）及び東広島市が別途指定する者
- ④ 大企業（下記の中小企業に該当しない企業）

中小企業の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②、③、④を除く。）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5000 万円以下	100 人以下
④小売業	5000 万円以下	50 人以下

(4) 値引きの実施

[支 援 額]

支援対象者 1 契約（1 メーター）につき、最大5 4 5 円（税抜）とします。

[値引き方法]

原則として、「令和8年7～9月使用分にかかる請求のうちいずれか1回」において5 4 5 円（税抜）の値引きを行います。

なお、「令和8年10月検針分の10月請求時」も可能とします。

※値引き実施に係る注意事項

- ・当該事業では「令和8年7～9月使用分にかかる請求のうちいずれか1回」において値引き実施としていますので、当月検針当月請求を行っている事業者におきましては7～9月請求時に値引き実施、当月検針翌月請求を行っている事業者につきましては8～10月請求時に値引き実施となります。

なお、10月検針10月請求時の値引き実施も可能とします。

- ・値引きの実施に当たっては、登録申請、登録確認通知の受領後、検針、請求時等に値引き

額を明示した上で実施してください。

- ・月の途中での契約等により、当該月の利用料金（税抜）が値引き額の 5 4 5 円（税抜）に満たない場合は、原則利用料金と同額を値引き額とします。

（５）コミュニティーガス利用者への周知

登録ガス小売事業者（ガス事業法第 3 条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、供給条件の説明義務（ガス事業法第 1 4 条）及び書面交付義務（同法第 1 5 条）が発生します。

さらに、契約者に経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。

※詳細については、中国経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（082-224-5736）までお問い合わせください。

（６）値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、当該月の検針票、請求書、領収書、WEB 明細などに以下の内容を明示してください。

＜値引きの事実確認のための記載事項＞

① 値引き前後の額

※システムの都合により値引き前の額が表示できない場合は値引き後の額のみを明示

② 値引き額：5 4 5 円（税抜）

③ 「東広島市 LP ガス料金高騰対策支援事業により最大 5 4 5 円（税抜）を値引きしています。」の文言を明示する。

※ 1 請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみの記載でも差し支えないものとします。

※ 2 値引き実施の明示においては、少なくとも「東広島市の支援により最大 5 4 5 円の値引き」を明示してください。

（７）LP ガス販売事業者の要件

本事業に参加する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 東広島市内の一般消費者等に LP ガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）※ 1
- ② 支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者 ※ 2
- ③ 原則として、令和 8 年 7 ～ 9 月使用分からの値引きが実施できる者
- ④ 市からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号の暴力団又は同条第 6 号の暴力団員（次項において「暴力団等」という。）に該当しない者
- ⑦ 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成 2 3 年東広島市条例第 1 6 号）第 2 条第 3 号に掲げる者に該当しない者

※1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条第1項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

※2 上記（6）にて説明した事項

（8）LPガス販売事業者への支給額

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。

費用の支給は原則、値引き実施報告において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。

〔値引き実施に当たっての原資〕

1 契約につき最大545円（税抜）

〔事務負担費用〕

- ・ 支援対象件数300件以下：30,000円
- ・ 支援対象件数300件超999件まで：1件につき100円
- ・ 支援対象件数1,000件以上：一律100,000円

（9）帳簿類の保存期限

本事業は東広島市が定める「東広島市LPガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱」に基づき実施する事業であることから、本事業実施に係る帳簿及び書類の保存期限は、同要綱第13条の規定に基づき、事業完了の日から10年とします。

3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

本事業全体の手続きの流れは以下の通りです。

① 登録申請

事業者が本事業による値引きを実施するには、値引きを実施する月の前月末日までに**東広島市LPガス料金高騰対策支援事業事業者登録申請書**（様式第1号）により登録申請を行う必要があります。登録申請は、液化石油ガス販売事業登録を受けている者及びガス小売事業者（コミュニティーガス事業者）で、本事業の業務管理ができる拠点であれば、本社、支店、営業所等のいずれでもかまいません。

事業者登録申請書の提出後、本事業への参加要件を満たすことを審査し、「**東広島市LPガス料金高騰対策支援事業事業者登録確認通知書**」（様式第2号）により本事業への参加の登録決定を行います。

なお、期日までの登録申請が困難な事業者は、事前に市までご連絡ください。

② 値引きの実施

原則として、令和8年7～9月使用分にかかる請求のうちいずれか1回において値引きを実施します。

なお、10月検針分の10月請求時における値引きも可能とします。

③ 実績報告

実績報告書の提出期日：令和8年11月30日（月）

④ 額の確定通知及び精算払い

実績報告書を提出いただいた後、証憑類の確認を行った上で、額を確定し、精算払いを行います。

(2) 手続き方法

原則、必要書類を添えて、東広島市産業振興課へメール、郵送又は持参にてご提出ください。

(3) 各種手続きについて

① 登録申請

事業者が本事業による値引きを実施するには、「東広島市LPガス料金高騰対策支援事業事業者登録申請書」(様式第1号)により登録申請を行う必要があります。登録申請は、液化石油ガス販売事業登録を受けている者及びガス小売事業者(コミュニティーガス事業者)で、本事業の業務管理ができる拠点であれば、本社、支店、営業所等のいずれでもかまいません。

事業者登録申請書の提出後、本事業への参加要件を満たすことを審査し、「東広島市LPガス料金高騰対策支援事業事業者登録確認通知書」(様式第2号)により本事業への参加の登録決定を行います。

なお、期日までの登録申請が困難な事業者は、事前に市までご連絡ください。

【表1：登録申請の受付期間、提出書類一覧】

受付期間		令和8年7月23日(木)～値引きを実施する月の前月末日
提出書類		様式
1	東広島市LPガス料金高騰対策支援事業事業者登録申請書	様式第1号
2	(1)液化石油ガス販売事業者であることを証する書面 「液化石油ガス販売事業者登録簿」の写し (登録に係る指令書又は液化石油ガス販売事業者証(液化石油ガス法施行規則様式第4)の写し等 または (2)ガス小売事業者であることを証する書面 ガス小売事業者登録に係る指令書等の写し	※1
3	振込先確認書	様式第1号-2
4	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	※2

※1 事業者の登録番号が確認できること

※2 ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写し

② 実績報告

値引き実施後、実施状況(支援対象件数と値引きした金額の総額)及び事務負担費用について「東広島市LPガス料金高騰対策支援事業実績報告書兼請求書」(様式第3号)により、値引きの実施を証する書類(検針伝票、請求伝票等)を添付の上、提出してください。

値引きの事実が確認できる書類(任意に抽出した支援対象者への請求書等)は、最低でも3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件ごとに1件の証憑類を追加提出してください。

なお、値引き実施は1回のみであることから、事業者への事業費の支給は精算払いにおいて行います。

【表2：実績報告書提出期間、提出書類一覧】

値引き実施分の報告期日	令和8年11月30日(月)
-------------	---------------

提出書類		様式
1	東広島市LPガス料金高騰対策支援事業実績報告書兼請求書	様式第3号
2	値引き実績一覧表	別添1（※1）
3	値引き実施を証する書類（3件）	任意（表3）

※1 値引きを実施した全てのお客様について、別添1「値引き実績一覧表」により「① お客様コード（管理番号）など」、「②お客様所在地（例：東広島市〇〇）」、「③ 値引き額（税抜）」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。なお、郵送の場合であっても、別添「値引き実績一覧表」の様式により、必要項目を記載の上、提出してください。

③ 証憑類による確認

実績報告書には任意に抽出した支援対象者（契約者）3件について値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

【表3：証憑類による確認に係る提出書類】

提出書類	
1	値引きの事実を確認することができる検針伝票、請求伝票、領収書やWEB明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー（スクリーンショット）等

④ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）

値引き実施に係る実績報告における証憑類等により本事業の適正な実施が認められた事業者に対して額の確定を行い、精算払いします。

4 お問い合わせ先

東広島市産業部産業振興課地域産業支援係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（市役所本館8階）

TEL：082-420-0921、FAX：082-422-5805

E-mail：hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp